

昭和二十五年法律第二百三十三号

熱海国際観光温泉文化都市建設法

(目的)

第一条 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、熱海市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 热海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「热海国際観光温泉文化都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第一項に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 热海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「热海国際観光温泉文化都市建設事業」という。)は、热海国際観光温泉文化都市建設画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、热海国際観光温泉文化都市建設事業が第一条の目的にらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を与えるべきなければならない。

(報告)

第四条 国は、热海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(熱海市長の責務)

第五条 热海国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するよう努め、少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、热海国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第六条 热海市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、热海国際観光温泉文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(法律の適用)

は、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

抄

3 1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行の際に執行中の热海都市計画事業は、これを热海国際観光温泉文化都市建設事業とする。

附 則 (昭和四三年六月十五日法律第一

○一号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二年一二月二二日法律第一

一六〇号) 抄

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日